主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人宮沢武士の上告趣意は、量刑不当の主張であり、被告人Bの弁護人並木俊守の上告趣意第一点は憲法違反を云為するけれども、原審において主張せず従つてその判断を経ていないばかりでなく、原判決が維持した第一審判決は所論被告人Bの犯罪事実を認定するにつき、共犯者たる相被告人Aの供述のみでなく、それぞれ掲記の補強証拠を綜合して認定しているのであるから、違憲の所論はその前提を欠くものであり、同第二、三点の事実誤認、単なる法今違反、量刑不当の主張とともにいずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

## 昭和二八年四月三日

## 最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
— 郎	唯	村	谷	裁判官